

議案提出書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第112条及び関西広域連合議会会議規則第13条の規定に基づき、別添議案を提出します。

（理由）

女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備を図るとともに、構成府県市民サービスの向上の観点に鑑み、行政手続きに関する押印手続きを廃止するにあたって、会議規則の規定を改める必要があるため。

令和3年6月19日

関西広域連合議会議長 様

提出者	関西広域連合議会議員	海 東 英 和
	同	林 正 樹
	同	松 浪 ケンタ
	同	北 川 泰 寿
	同	小 林 誠
	同	中 本 浩 精
	同	島 谷 龍 司
	同	井 川 龍 二
	同	中 村 三之助
	同	上 田 智 隆
	同	水ノ上 成 彰
	同	守 屋 隆 司

令和3年6月

関西広域連合議会臨時会議案

(議員提出)

目 次

	頁
議第 1 号議案 関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件……………	1

議第 1 号議案

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 6 月 26 日提出

提出者 関西広域連合議会議員

海 東 英 和

林 正 樹

松 浪 ケンタ

北 川 泰 寿

小 林 誠

中 本 浩 精

島 谷 龍 司

井 川 龍 二

中 村 三之助

上 田 智 隆

水ノ上 成 彰

守 屋 隆 司

関西広域連合規則第 号

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

関西広域連合議会会議規則（平成 23 年関西広域連合議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「出産」の右に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第 86 条第 1 項中「及び請願者の住所」を「並びに請願者の住所及び氏名」に、「所在地）を記載し、請願者（法人その他の団体にあっては、その名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印を」を「所在地及び名称並びに代表者の氏名）を記載」に改める。

第 88 条第 3 項中「連署」を「連名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

